

交通事故ゼロ!

スローガン

「行く年の 安全願う 京のまち」

年末年始は慌ただしくなり、また、気も緩みやすくなる時期。帰省シーズンで車の交通量も増え、事故も発生しやすくなります。京都府では12月11日から31日まで「年末の交通事故防止府民運動」を実施。自転車の安全な利用の推進や子どもと高齢者の交通事故防止など、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの徹底を図っています。

12月11日~31日

年末の交通事故防止府民運動

年末の交通事故防止府民運動の重点

● 子どもと高齢者の交通事故防止

ドライバーは、子どもや高齢者を見かけたら、「スピードを落とす」「先をゆずる」など、思いやりのある運転を心掛けましょう。

● 夜間の歩行中の交通事故防止 (反射材用品等の着用促進)

夕暮れや夜間に外出するときは、反射材の活用や明るい色の服を着るなど、目立つ工夫をしましょう。
車や自転車に乗るときは、早めのライト点灯を心掛けましょう。



● 自転車の安全な利用の推進

自転車に乗るとき、傘を差す、携帯電話、イヤホン・ヘッドホンを使うことは大変危険ですのでやめましょう。



● 歩きスマホ等の根絶

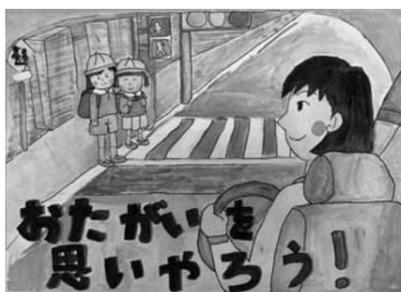
歩きながらスマートフォン、携帯電話を操作することは大変危険ですのでやめましょう。

● 飲酒・危険ドラッグの使用運転の追放

地域ぐるみで飲酒運転を許さない環境づくりを促進しましょう。

市内の団体と企業、行政機関でつくる「綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会」(会長、山崎善也市長)は、「交通安全啓発ポスターコンクール」を初めて実施。市内の小学校高学年を対象に募集

初コンクールに84点の応募



最優秀賞 笹波 楓奈さんの作品

交通安全啓発ポスターコンクール

12月は事故が多発
全国的に1年でもっとも車による交通事故の発生件数と死者数が多い12月。特に年末年始は、帰省やレジャーなど不慣れた長距離運転の機会も多い時期です。休暇などで注

意力が散漫になりやすくなることに加え、慣れない雪道でスリップするなど、冬特有の事故も発生します。運転する時は万全の装備と心構えで、時間にゆとりを持って運転しましょう。

- 【優秀賞】 滝本 ゆかな (綾部小4年)
- 【佳作】 山本 健瑠 (綾部小4年)
- 松井 海侑 (綾部小4年)
- 松井 海斗 (綾部小4年)
- 別府 和奏 (綾部小4年)
- 大槻 凪 (豊里小4年)
- 山下 明輝人 (豊里小4年)

◆ 地区別の空家数 ◆

地区名	空き家数合計	内 訳	
		使用可能	使用困難
綾 部	191	168	23
中 筋	59	52	7
吉 美	15	10	5
西八田	15	13	2
東八田	78	54	24
山 家	76	67	9
口上林	11	10	1
豊 里	43	29	14
物 部	55	42	13
志賀郷	63	53	10
中上林	40	36	4
奥上林	43	35	8
計	689	569	120

定住施策への活用目的に
人口減少により、地域活力の低下や地域コミュニティの維持・存続が危ぶまれる中、

市では平成20年度から空き家を活用した定住促進施策を実施。これまでに131世帯311人の定住に結びつきました。

市内空き家は689戸 自治会の協力で実態調査

「住んでよかった」「住みたくなる綾部」実現のため、市は本年度「住みたくなるまち定住促進条例」を施行。市民や地域、事業者、市が協働で定住施策に取り組みこととしていきます。市はこのほど、市自治会連合会と合同で空き家調査を実施。市内に689戸の空き家があることを確認しました。今後、所有者にアンケートを行い、定住サポート総合窓口への空き家登録など、定住促進施策への協力を呼び掛けます。

約83%が居住可能
今回の調査は、7~10月にかけて実施。市自治会連合会加盟191自治会のうち189自治会の協力で、計689戸の空き家があることが分かりました。このうち「すぐにも住めそう」「修理をすれば住めそう」と回答のあった

空き家は、Uターンによる定住希望者の住居として人気があり、定住促進による地域活性化のための貴重な資源です。市内の空き家の実態を把握することで、今後の定住促進につなげようと、平成20年度以来6年ぶりに調査を行いました。

管理事業者を募集
今後、使用可能な空き家が使用困難な状態へと移行しなためには、適正な物件の管理が必要。そこで市は、空き家の清掃などの管理業務を請

け負う市内の事業者を募集・登録し、空き家管理に困っている所有者などに紹介する「綾部市空き家管理事業者登録・紹介制度」を実施します。登録事業者の名簿は、空き家所有者などからの問い合わせに活用するほか、市民にも公開。必要に応じて事業者を紹介いたします。作業内容や料金など詳細は、依頼者と事業者との相談となります。

1月5日~申請受け付け
主な管理業務は、▽宅内の風通し・換気(カビや腐食防止)▽水道の通水(さび付着防止)▽宅内清掃(掃除機がけ、拭き掃除)▽雨漏りチェック(宅内天井の点検)▽庭木のせん定・消毒▽庭や農地等の草刈り▽ポスト内の郵便物の整理、転送など。業者の登録申請は、平成27年1月5日から随時受け付けます。希望する事業者は、所定の様式により定住促進課へ。制度要領や申請様式は、市ホームページにも掲載しています。詳しくは定住促進課☎内線341へ。



市の窓口登録者の多数が古民家での定住を希望